

京都市訓令甲第 5 号

教育委員会事務局

幼 稚 園

京都市立幼稚園保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月29日

京都市長 門川 大作

表(4)の項中「5,500円」を「47,700円」に改め、同表(5)の項中「5,500円」を「47,700円」に、「16,000円」を「58,600円」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)